

# 各種計画（案）等に関する意見募集

町では、まちづくり基本条例の理念に沿って、より町民の皆さんが意見を提出しやすい参画形態となるよう、工夫をしながら町民参画に取り組むことに努めています。これまでに、各種審議会等で審議をしてきました各種計画（案）等について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 意見募集の対象

### ①第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について [担当課：政策推進課政策推進グループ]

現在の総合戦略の計画期間が令和2年度末をもって終期を迎えることから、安平町の地方創生の充実と強化に向け、切れ目ない取り組みを進めるため、『第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定します。

当該戦略では、地域資源や潜在している能力を活用した「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実現を目指す目標を掲げ、先人が我々に残してくれた安平町を未来に引き継ぎ、将来にわたって活力を維持し続けていくための施策や取り組みを掲げています。

### ②安平町強靱化計画（案）について [担当課：総務課復興・生活再建支援室]

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨等を踏まえ、安平町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため『安平町強靱化計画』を策定します。

強靱化計画は、あらゆる大規模自然災害などを想定した中で、致命的な被害を負わない“強さ”と、迅速に回復する“しなやかさ”を備えた社会経済システムを災害発生前からつくりあげるため、関連計画とも連携しながら、長期的な視点で重点的・分野横断的に推進する施策をとりまとめたものです。

### ③安平町地域防災計画（修正案）について [担当課：総務課情報グループ]

この度、安平町防災会議へ諮り「安平町地域防災計画（修正案）」を策定しました。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条により、「毎年計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する」こととなっており、また、「北海道地域防災計画に抵触するものであってはならない」こととなっております。この度の修正は、平成30年北海道胆振東部地震の際の避難所運営等を踏まえ、「北海道地域防災計画」との整合を図ったものです。

### ④新町まちづくり計画の変更（案）について [担当課：政策推進課政策推進グループ]

旧追分町・旧早来町が合併した後の新町建設を均衡あるものにするため策定した『新町まちづくり計画』の計画期間が令和2年度末をもって終期を迎えますが、法改正により令和7年度まで延長が可能となったことから、引き続き安定した財政運営、並びに均衡ある発展を目的として計画期間の延長を行います。

## ■公開する資料と閲覧方法等

(1)公開する資料：各種計画（案）および概要資料等

(2)資料の閲覧方法

- ・総合庁舎（総務課または政策推進課）および総合支所（住民サービス課住民サービスグループ）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。
- ・町ホームページをご覧になれない方は、左記ページの問い合わせ先へご連絡ください。郵送などでお届けします。